

様式12



令和 6年 5月 24 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県鹿嶋市大字志崎 799番地の1

医療法人社団寿徳会

理事長 倉光 智子

電話 0299 (69) 0028



決 算 届

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。



事 業 報 告 書
(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団寿徳会
- ① 財團 社團 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 茨城県鹿嶋市志崎 799 番地の 1
- (3) 設立認可年月日 平成元年 10 月 2 日
- (4) 設立登記年月日 平成元年 10 月 16 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	倉光 智子	出津医院管理者
理 事	日下部 よね子	
同	小沼 仁子	
同	沼田 重典	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人社団 寿徳会	0812210227	茨城県鹿嶋市志崎 799 番地の 1	該当なし

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

該当なし

- (3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

該当なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5 年 5 月 8 日 令和 4 年度決算の決定

[別 紙]

様式 1

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(9) そ の 他

該当なし

様式2

法人名 医療法人社団寿徳会
 所在地 茨城県鹿嶋市志崎799-1

※医療法人整理番号

財産目録
 (令和6年3月31日現在)

1. 資産額	148,802 千円
2. 負債額	37,030 千円
3. 純資産額	111,772 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	112,408
B 固定資産	36,394
C 資産合計 (A+B)	148,802
D 負債合計	37,030
E 純資産 (C-D)	111,772

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建物 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式3-3

法人名 医療法人社団寿徳会
 所在地 茨城県鹿嶋市志崎799-1

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和6年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	112,408	I 流動負債	37,030
II 固定資産	36,394	II 固定負債	0
1 有形固定資産	36,373	負債合計	37,030
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	21	科目	金額
		I 資本剰余金	60,000
		II 利益剰余金	51,772
		1 代替基金	0
		2 その他利益剰余金	0
		III 評価・換算差額等	0
		IV 基本金	0
		純資産合計	111,772
資産合計	148,802	負債・純資産合計	148,802

様式4-2

法人名 医療法人社団寿徳会
 所在地 茨城県鹿嶋市志崎799-1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和5年4月1日 至 年令和6年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本來業務事業損益	
1 事 業 収 益	48,444
2 事 業 費 用	52,470
本來業務事業損失	△ 4,026
B 附帶業務事業損益	
1 事 業 収 益	0
2 事 業 費 用	0
附帶業務事業損失	0
事 業 損 失	△ 4,026
II 事 業 外 収 益	1,311
III 事 業 外 費 用	
經 常 損 失	△ 2,715
IV 特 別 利 益	33
V 特 別 損 失	
稅 引 前 当 期 純 損 失	△ 2,682
法 人 稅 等	185
當 期 純 損 失	△ 2,867

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

法人名 医療法人社団寿徳会
 所在地 茨城県鹿嶋市志崎799-1

※医療法人整理番号 _____

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団寿徳会
理事長 倉光 智子 殿

私は、医療法人社団寿徳会の令和 5 会計年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 5 月 7 日

医療法人社団寿徳会

監事 沼田 重典